

令和2年

第3回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和2年 第3回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年3月10日（火曜） 午後2時開会

2 開催場所 阿蘇市農業環境改善センター 会議室

3 農業委員出席者

19名中 16名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 5名出席

5 議事

- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第8号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第10号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第11号 農業委員の辞任について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 16 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 3 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。本日の総会は、新型コロナウイルス感染予防の対策として農業委員さんと 3・4. 5 条の確認者の最適化推進委員さんのみの出席という形で総会を開催いたしましたのでよろしくお願いいたします。新型コロナウイルスについては、未だ終息の見込みは見えない状況ですので、委員の皆さんには体調管理には十分注意してください。また、先月の 25 日から 27 日にかけての農地パトロールは大変お世話になりました。結果については、来月の総会で報告します。次に、農業委員会憲章の唱和を、本日は 8 番委員にお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 26 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 10 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 7 件、利用権の設定 71 件、使用貸借権の設定 11 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 9 件、農業委員の辞任について 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、11 番委員、12 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 3 号の 26 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 26 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 3 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 報告第 3 号については、発言がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。続きまして、議案第 8 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 10 件、4 条 2 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 8 号農地法第 3 条による許可申請の 10 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成

しています。順位1番から順位10番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条3件は決定します。
つづきまして、第4条2件、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第8号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位2番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位5番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。新型コロナウイルスの関係で事務局より簡潔に転用案件についての補足説明をお願いいたします。

農業委員(17番) 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、いこいの村から北東へ、約520mのところになります。申請面積は、212㎡で宅地と道路繋ぐ通路として60年以上の利用しており現在も通路として使用している状態で、追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

なお、始末書が添付されております。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北西へ、約2kmのところになります。申請面積は2,013㎡で、30年以上前に申請人がクヌギ及びスギの植林を行なったもので追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透及び既設水路へ放流となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、4条1番の隣接のところになります。現在隣接する住宅に住んでいるが、手狭になったため申請面積497㎡の敷地に平屋建個人住宅（延床面積84.46㎡）を建設するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接の水路へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、隣接する水路へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。第2種農地であり、集落内の建設となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、赤水駅から北西へ、550mのところになります。申請人は、土木業を営んでいますが事業の拡大に伴い資材置場が不足しているため、新たに資材置場を計画するものです。申請面積は、1,507㎡で、碎石置場・建設機械置場等となっております。農地区分は、北側に農地の広がりがある第1種農地となりますが、東側及び南側は宅地となっており、申請者もその集落に居住しており業務上必要な施設であり、集落接続となります。排水については、雨水は地下浸透ですが浸透能力を超える分については、北側水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇市市役所から南西へ、約1kmのところになります。隣接する住宅での駐車スペースが確保できなくなったため、申請面積129㎡を宅地拡張として駐車場を計画するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。雨水については、地下浸透及び隣接する側溝へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。第2種農地であり、集落内の計画となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市地域振興局から南へ、約1kmのところになります。現在借家住まいのため、申請面積264㎡の敷地に平屋建個人住宅（延床面積130㎡）を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接の水路へ放流。雨水については、雨水枡等を設置し、隣接する既設側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。第2種農地であり、集落内の建設となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、車帰公民館から南へ、200mのところになります。国道57号北側復旧ルート工事に伴う工事車両駐車場、受電設備、表土仮置き場として、申請面積4,923㎡の敷地を賃借し一時転用するもので、平成29年4月に一時転用の許可を受けている案件となります。なお、一時転用については、3年の許可が最長となりますので、今回の延長申請となっております。一時転

用が終了するのは、令和2年7月31日の予定となっています。

以上で、現地調査の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

議長 なければ4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

農業委員(7番) 5条の順位5番の件ですが、今現在の許可の期限はいつになっていますか。それと以前同様の案件で、業者に土地を貸したが使った後は、碎石等が残ったりして業者と地権者がもめるということを知ったりするので、そのような問題がないよう対処していただきたい。

事務局 現在の許可期限は3月31日までとなっています。申請期間が4月1日から7月31日となっていますので、それまでには農地に復元していただくこととなります。農地の原形復旧については、借りる以前の形に戻すよう厳しく申請人に申し伝えます。

農業委員(7番) よろしくお願ひします。

議長 よろしいですか。他に質問はありませんか。

(発言なし)

議長 質問がないようですので、採決いたします。4条、5条の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条2件、5条5件は決定します。

これで議案第3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願ひします。

事務局 議案第9号所有権移転の7件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から順位7番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第9号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転7件は決定します。

議長 次に議案9号2番の利用権設定について説明願ひします。

事務局 議案第9号2番の利用権設定の71件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位71番まで、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等

につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第9号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定71件は決定します。

議 長 次に議案9号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第9号3番の使用貸借権設定の11件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位11番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第9号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定11件は決定します。

これで議案第9号すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第10号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から9番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と2番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と2番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と2番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の15番委員と13番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の9番委員と20番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の9番委員と20番委員にお願いしたいと思います。

順位7番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委

員と 14 番委員にお願いしたいと思います。

順位 8 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 1 番委員と 6 番委員にお願いしたいと思います。

順位 9 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 10 番委員と 14 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 10 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 10 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり決定します。続いて議案第 11 号農業委員の辞任について事務局より説明願います。

事務局 13 番議員より令和 2 年 2 月 10 日に一身上の都合により辞職の申し出が、ありました。そのため、農業委員会に関する法律第 13 条に基づき農業委員会の同意を求めるものです。

議 長 議案 11 号について何か質問はありませんか。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 11 号の農業委員の辞任について賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 11 号の農業委員の辞任は同意します。

事務局 13 議員の辞任を総会で承認いただきましたので、今後は、市長が農業委員を任命しておりますので、市長に 13 番議員より辞職届を提出していただき市長が同意すれば正式な辞職となります。なお、欠員については改選まで 6 ヶ月未満のため欠員補充は致しません。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。